

確定拠出年金

移換手続きのご案内

◆個人別管理資産を以下のいずれかに移換します

(原則60歳まで、積立てた資産（年金資産）を解約して受取ることが出来ません)

転職先の企業型DC に移換する場合

- ・転職先の事業所で企業型DCが運営されている
⇒ 転職先の担当窓口に企業型DCの加入者であった旨伝えてください

個人型DC（iDeCo）に移換する場合

- ・転職先の事業所で企業型DCが運営されていない
- ・転職先の事業所の企業型DCに年金資産を移換しない
- ・自営業者、専業主婦（夫）、公務員、無職となる
⇒ 自分が選択した個人型（iDeCo）を取扱う運営管理機関※にご連絡ください

※国民年金基金連合会のホームページ、またはJIS&Tより郵送される「加入資格喪失手続き完了届」同封の受付金融機関一覧をご確認ください。

あいおいニッセイ同和損保でも個人型DC（iDeCo）を取り扱っています
ご不明な点、資料（加入申込キット在中）請求は、裏面コールセンターまでご連絡ください

＜ご注意＞ 退職後6ヶ月以内に移換手続きを行ってください

資格喪失日（退職日の翌日）の翌月から6ヶ月以内に手続きをしない場合、今まで積立てた資産は国民年金基金連合会に自動的に移換され、そのままでは運用されず将来十分な年金額が確保できなくなる可能性があるほか、年金受取りなどができなくなります。
また、自動的に移換された場合、所定の費用が資産から差し引かれます。

※ 企業型DCの規約で事業主返還が定められている場合、個人別管理資産の移換が出来ない場合があります。詳しくは企業の担当窓口にご確認ください

◆個人別管理資産を脱退一時金として受取ることができる場合

例外的に、以下の条件を満たせば、個人別管理資産を脱退一時金として受取ることができます

個人別管理資産が15,000円以下の場合

以下の要件の全てを満たす必要があります

- ①企業型DCおよびiDeCoの加入者でも運用指団者*でもないこと
- ②企業型DCの資格喪失日の翌月から6ヶ月を経過していないこと

個人別管理資産が15,000円を超える場合

以下の要件の全てを満たす必要があります

- ①企業型DCおよびiDeCoの加入者でも運用指団者*でもないこと
- ②企業型DCの資格喪失日の翌月から6ヶ月を経過していないこと
- ③60歳未満であること
- ④iDeCoに加入できない者であること
- ⑤日本国籍を有する海外移住者（20歳以上60歳未満）でないこと
- ⑥障害給付金の受給権者でないこと
- ⑦企業型DC加入者及びiDeCo加入者として掛金を拠出した期間が5年以内であること、または、個人別管理資産の額が25万円以下であること

*掛金の積立てを行わずこれまで積立ててきた資産の運用のみを行う人のことをいいます

⇒ 必要な手続きはコールセンター（0120-93-6464）にご確認ください

◆既に60歳以上で確定拠出年金の受給権をお持ちの方

次のいずれかの対応に応じた、お手続きをお願いします

- 受給開始の手続きをするか、今までの勤務先の企業型DCの運用指団者*として受取りを据え置き、将来、受給手続きを行う

⇒日本インベスター・ソリューション・アンド・テクノロジー（株）より
ご自宅へ郵送される手続き案内に従ってください

- 転職先の企業型DCあるいはiDeCoに個人別管理資産を移換して、加入者*または運用指団者*となる

⇒表面の案内をご参照ください

*掛金を拠出する人を加入者、掛金の積立てを行わずこれまで積立ててきた資産の運用のみを行う人のことを運用指団者といいます

ご不明な点はコールセンターまでご連絡ください

コールセンター **0120-93-6464** (通話料無料)

平日 9:00~20:00 土曜日 9:00~17:00 日曜日・祝日・年末年始除く

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

東京都渋谷区恵比寿1丁目28番1号